

北九州市公報

発行所

北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 条 例

ページ

- 北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例【市議会事務局議事課】

3

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

議会運営委員会の委員の定数を9人から8人に改めることにしました。

この条例は、平成25年2月26日から施行することにしました。

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年2月26日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市条例第1号

北九州市議会委員会条例の一部を改正する条例

北九州市議会委員会条例（昭和51年北九州市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「9人」を「8人」に改める。

第7条第6項中「第3条（常任委員の任期）第3項」を「第3条第4項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。